

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 23年 3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等データ及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				民 間			A / B
	平 均 年 齢	職 員 数	平均給料 月 額	平均給与 月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平 均 年 齢	平均給与 月額 (B)	
全 体	44.9歳	461人	307,941円	385,628円	-	-	-	-
清 掃 職 員	43.9歳	168人	309,679円	411,485円	廃棄物処理 業 従 業 員	44.6歳	294,000円	1.39
学 校 給 食 員	-	-	-	-	調 理 士	39.7歳	271,300円	-
用 務 員	47.2歳	56人	326,011円	383,668円	用 務 員	53.8歳	213,600円	1.79
自 動 車 運 転 手	46.8歳	11人	318,286円	405,512円	自家用乗用 自動車運転者	54.8歳	283,800円	1.42
守 衛	-	-	-	-	守 衛	60.0歳	252,800円	-
バ ス 事 業 運 転 手	-	-	-	-	営 業 用 バ ス 運 転 者	41.5歳	380,100円	-
そ の 他	45.1歳	226人	301,667円	365,924円	-	-	-	-

注 1 岡崎市における「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 岡崎市における「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成19年から平成21年までの3ヶ年平均）を使用している。

4 技能労務職の職種と民間企業の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	合計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	
全 体	人 0	人 1	人 4	人 20	人 59	人 46	人 68	人 69	人 99	人 57	人 38	人 461
清 掃 職 員	0	0	1	10	24	20	29	21	33	19	11	168
学 校 給 食 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用 務 員	0	0	0	1	3	2	11	10	18	6	5	56
自 動 車 運 転 手	0	0	0	0	1	1	0	5	2	1	1	11
守 衛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バ ス 事 業 運 転 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	1	3	9	31	23	28	33	46	31	21	226

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能業務職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一)に同じ。ただし6級制)を適用

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当

ウ 昇給基準

毎年4月1日に同日前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

民間の技術やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上、行財政運営の効率化が可能な業務については、民間委託の推進と定員の適正化を両立させる。業務の遂行上委託が困難又は不相当と認められる職種については、給与水準の適正化に向けた検討を行う。

3 具体的な取組内容

昇給や勤勉手当などの給与について、人事評価制度を導入し年功的な給与処遇を改め職員の職務・職責を端的に反映できる方法に転換するとともに、国や民間における同類の職種との均衡に留意した諸手当の支給基準の見直しを行っていく。

4 その他

定員適正化計画に基づき、原則として退職者不補充とし、民間委託が可能な事業においてはその具体的な実施に向けた検討や執行体制の見直しを進めていく。